

## 南スーダン日報問題から「戦争と報道」を考える

人権擁護委員会 報道と人権部会 委員 藤原 大輔 (65期)

### 1 はじめに

人権擁護委員会報道と人権部会は、現在、「戦争と報道」をテーマに研究に取り組んでいる。2017年6月2日、第1回の勉強会として、南スーダン日報問題を世に知らせたジャーナリスト布施祐仁氏を講師としてお招きし、戦争と報道の現状・問題点について講演して頂いた上で、参加者との議論を行った。

南スーダン日報問題とは、南スーダンの国連平和維持活動(PKO)に参加している自衛隊の活動記録である「日報」につき、情報公開請求を受けた防衛省は破棄したとしていたにも拘わらず、実際にはこれが保管されていたことが明らかとなった問題である。この「日報」を防衛省が隠蔽したことは情報公開制度に対する軽視の何よりの証左であり強い批判を免れないが、当部会ではこの問題を違う観点から捉えることにした。

すなわち、南スーダンにおけるPKOに関しては、国会では稲田防衛大臣の「戦闘／衝突」答弁が問題とされ、この国会での議論については連日報道されていた。しかしながら、「日報」によって明らかになったことは、国会で上記議論がされている際、既に、現地の自衛隊宿営地のすぐ近くで『激しい戦闘』(日報からの引用)が行われていたり、ロケット弾や戦車砲弾が着弾していたという事実である。

日本のメディアは「戦闘」があったことを知らなかったのか、知らなかったとすればそれはなぜなのか、知っていたとすればなぜ報道されなかったのか、そうしたことは、ほとんど問題とされていない。安保法制により、自衛隊の武力行使が可能とされた今、戦地における報道について、私たち自身の問題として考える必要がある。

### 2 布施祐仁氏の講演内容

南スーダンの自衛隊宿営地のすぐ近くで『激しい戦闘』

が行われたのは、2016年7月10日、11日のことであった。人権NGOのヒューマン・ライツ・ウォッチはこの南スーダンの自衛隊宿営地周辺の状況を報じていたが、当時日本メディアは大々的にこれを報じることなく国民の注目も集めなかった。そして、日本政府が公表していた自衛隊宿営地周辺の状況は「散発的な発砲事案や衝突が発生」という全く事実と反するものであった。同年9月、11月に共同通信や朝日新聞による報道があったものの、事案発生後、時間が経過し過ぎていた感は否めない。布施氏は、同月16日に情報公開請求を行ったが、防衛省は「日報」を破棄したとして隠蔽し、その後公開された文書によれば明白な戦闘が起きていたという事実が判明した。しかし、現地に派遣される自衛官の家族説明会でも、宿営地周辺は「平穏」とであると説明され、「戦闘」が起きていた事実は隠されていた。

なぜ、このような自衛隊に関連する重要な事実が隠蔽されたのか。2016年7月の「戦闘」があったことを隠蔽しての「衝突」「散発的な発砲」という事実に反した政府の公表、同年9月に安保法制に盛り込まれた自衛隊の新任務「駆け付け警護」、2017年2月に「日報」の存在が判明したことを政府が公表、同年3月の自衛隊の南スーダンからの撤収決定。このような事実経過をみれば、「駆け付け警護の任務付与という実績づくりと、隊員の安全確保を両立させる綱渡りのタイミングでの撤収判断」「自衛官が死ねば政権が飛ぶかもしれない」(2017年3月29日付け毎日新聞)の指摘は正鵠を射ていると言えるだろう。

次に、なぜ、日本のメディアが報道を行わなかったのか。外務省が公表する海外安全情報において最大レベルの危険「レベル4(退避勧告)」とされると、外務省から、メディアに対し、渡航滞在を見合わせるよう強い要望が出される。仮にジャーナリストらが現地に残っても、政府は、退避勧告を出しながら取材を認めるというのは背理であるという理

由で自衛隊に取材をさせない。このようにして南スーダン現地に関する情報は日本国内ではほとんど報道されなくなってしまった。メディアは国民の知る権利に奉仕する必要不可欠な存在であり、一般人と同様に扱うことはあってはならない。

国民の耳や目を奪った状態で、政府が事実を隠蔽し、事実を改ざんした上で、軍事組織を海外に送るようなことが許されるべきではない。文民統制の崩壊である。

### 3 終わりに

文民統制とは、主権者である国民が、選挙により選出された国民の代表を通じ、軍事に対して最終的判断・決定権を持つという国家安全保障政策における民主主義の基本原則である。これが意味するところは、国民が事実を知った

うえで最終的判断・決定をするということであり、決して、事実を知らされていない国民から選ばれただけの国民の代表（政府）が最終的判断・決定をすることを許すものではない。

自衛隊による武器使用や政府による事実を反した発表、これに対して国民からの強い批判や議論が生まれていない現状。太平洋戦争中の「大本営発表」と我が国を取り巻く状況を想起し、底知れない不安を感じるのは私だけだろうか。マスメディアの戦争責任を体験として語る日本国民こそが、「戦争と報道」の問題について、正面から取り組む必要があると思われる。当部会は、これからも引き続き、この問題について、調査・研究を深め、議論していきたい。

# News & Topics

## 東京三会共同主催 国際セミナー&パーティ 「国際会議・国際セミナーに参加しよう！」

国際委員会研修員 竹原 朋子 (69期)

2017年6月8日、東京三会共催国際セミナー&パーティが弁護士会館クレオにて開催された。毎年東京三会がセミナー、パーティ、事務局の作業をそれぞれ持ち回りで担当し、開催しており、今年は、第一東京弁護士会がセミナー本体の企画・実行を担当し、第二東京弁護士会がパーティを担当し、当会は統括会として、国際委員会のメンバーが本セミナーの事務局機能を果たした。

### 1 セミナーのテーマは 「国際会議・国際セミナーに参加しよう！」

(1) 本年は、8月にAIJA、9月にLAWASIAの東京開催の国際大会があり、国際会議やセミナーへの絶好のアクセスの年である。115名という参加者数が関心の高さを示した。

セミナーは三部構成で、第1部は国際団体と活動が紹介された。AIJA（若手国際法曹協会。本部ブリュッセル、アジア人会員少なく日本人を歓迎）、IBA（国際法曹協会。世界最大の法曹団体で世代を超えた交流とネットワーク構築が特長）、IPBA（環太平洋法曹協会。アジア拠点で、日本人創設の唯一の国際団体）、UIA（世界弁護士連合会。拠点パリで欧米からアジアに拡大、日本人に活躍の機会）、LAWASIA（アジア・環太平洋地域の法曹と学者、法律専門職の参加する国際団体）の5つの団体がある。各団体の要職にある弁護士からの団体紹介では、各団体のイベント写真など、スクリーンに魅力的な未知の世界が映し出され、参加者の関心を集めた。

(2) 第2部は、国際団体の要職にある平澤真会員（IBA）、同じく廣瀬元康会員（UIA）、国際会議に参加経験のある光野真純会員、加藤一真弁護士（一弁）、赤羽根大輝弁護士（二弁）、森田裕子弁護士（二弁）をパネリスト

として迎え、遠藤洋一弁護士（一弁）をモデレーターとして、国際会議に参加する意義・参加の心得についてパネルディスカッションが開催された。その最大のメリットは、信頼できる国際的ネットワーク形成であり、一番の早道はセッションのスピーカーになることであるが、それが困難な場合には、得意な分野（スポーツや音楽等）のソーシャルイベントへの参加も良い。隣り合わせた他国の参加者とランチを共にするのもネットワークへの第一歩である。初参加時の不安は、ほんの少しの予習で払拭され、参加体験は大きな自信に繋がる。雇用弁護士を代表して、会場の早川吉尚会員からは参加に必要なサポートの声も寄せられ、若手の参加を後押しして下さった。

(3) 第3部は、「LAWASIAへ行こう！」と題して、LAWASIA前会長である鈴木五十三弁護士（二弁）により、大会プログラムに沿ってアジア各地域の事件の日本社会への影響、アジア太平洋地域全域の安定した紛争解決制度の必要性、司法の独立と法の支配を実現するために弁護士の果たすべき役割について、将来の業務に関わる有益な検討が行われた。9月のLAWASIA東京大会が若手にも国際業務、国際ネットワーク作りへの扉を開くものと期待が高まった。

### 2 懇親会

セミナー終了後、隣接のパーティ会場で懇親会が開催された。国際パーティの名にふさわしく、ドイツと日本の司法修習生等も参加し、日本酒の利き酒やマグロの解体ショーなど、日本の伝統的な食文化を堪能する夕べのひとときとなった。LAWASIA東京大会組織委員長の山岸憲司会員が「国際交流も最後は言葉より心」という逸話をご挨拶の中で紹介され、会場はリラックスした雰囲気にも包まれ、9月のLAWASIA東京大会への期待がより一層高まった。

## シンポジウム「沖縄とともに—慰霊の日(6月23日)を迎えて—」 沖縄戦写真展 開催

人権擁護委員会 沖縄問題対策部会 委員 滝沢 香 (40期)

6月23日は沖縄の「慰霊の日」だ。第二次大戦における沖縄戦が組織的な戦いとして終了したのが1945年のこの日(22日説もあり)であることから、毎年、沖縄では慰霊の行事が行われている。人権擁護委員会沖縄問題対策部会では、日本の国土の中で唯一地上戦が行われた沖縄戦のことを風化させてはならないという思いから、「慰霊の日」に合わせて、沖縄戦写真展(6月19日～24日)およびシンポジウム「沖縄とともに—慰霊の日(6月23日)を迎えて—」を開催した。

弁護士会館1階フロアで開催した写真展は、本年6月12日に亡くなられた大田昌秀元沖縄県知事が設立した沖縄国際平和研究所、大田昌秀編著「写真記録沖縄戦」の出版元株式会社高文研および沖縄タイムス社から協力いただき、60点の写真を展示した。本土防衛、国体護持のための時間かせぎの捨て石とされた沖縄戦では、多くの住民を巻き込み、兵力を補うため、中学生以上の男子生徒と師範学校の男子生徒は「鉄血勤皇隊」「通信隊」に、女子生徒は「看護要員」に編入され、県民の4分の1が犠牲になった。写真に接すると上陸戦の悲惨さに胸を締め付けられる思いがした。期間中約600人を超える方が訪れた。



6月24日のシンポジウムでは、最初に、都立調布南高校同窓会伝統芸能同好会「神和海—みなみ」の皆さんに演舞「エイサー踊り」を演じていただいた。

その後、第1部では、1944年8月22日に、米潜水艦の魚雷攻撃で撃沈された対馬丸の事件で姉2人が犠牲になったご遺族である外間邦子氏(公益財団法人対馬丸記念会常務理事)にお話をいただいた。サイパン陥落直後、沖縄への10万の兵の配置を決めた日本軍は早々に学童集団疎



開命令を出した。対馬丸には学童と一般疎開者を合わせた1800人が乗船しており、犠牲者の1000人以上が15歳以下。戦時中は箝口令がしかれ、家族は子を思って嘆くことも許されなかった。外間氏は、生きられなかった子どもたちからのメッセージとして、命・平和・未来の大切さを今の日本の状況の中で伝えていくこと、二度と戦争を起こしてはならないことへの思いを強く語られた。

第2部では、行政法がご専門の武田真一郎氏(成蹊大学法科大学院教授)から、「辺野古の今」として、3月に岩礁破碎許可の期限が切れたにも関わらず、国が工事を続行している辺野古の問題についてお話いただいた。翁長知事による埋立承認取消をめぐる昨年9月の福岡高裁那覇支部判決および12月の最高裁判決が誤っていることを行政法の解釈に基づき明快に説明された。そして、埋立を止める手段として、知事による埋立承認の撤回が有効であり、このためには県民投票を実施して、現時点で埋立承認の効力を維持することが公益に適合しないことを証明する必要があることを、かつて吉野川河口堰の建設を住民投票によって中止させたご自身の経験を踏まえて力説された。

シンポジウムには約210人が参加し、アンケートも多数寄せられた。今後も沖縄戦の犠牲者を悼み、新たな基地建設を許さないという沖縄の人々の思いに寄り添った取組を続けていきたい。